

介 護 老 人 福 祉 施 設

あじさい 利用契約書

[目 次]

第 1 条	(目的)
第 2 条	(契約期間)
第 3 条	(運営規定の概要)
第 4 条	(施設サービス計画の作成・変更)
第 5 条	(施設サービスの内容及びその提供)
第 6 条	(身体的拘束その他の行動制限)
第 7 条	(協議義務)
第 8 条	(苦情対応)
第 9 条	(金銭の管理)
第 10 条	(医療体制)
第 11 条	(費用)
第 12 条	(秘密保持)
第 13 条	(甲の解除権)
第 14 条	(乙の解除権)
第 15 条	(契約の終了)
第 16 条	(契約終了後の退所と清算)
第 17 条	(入院期間中の取り扱い)
第 18 条	(事故発生時の対応及び損害賠償)
第 19 条	(代理人)
第 20 条	(身元引受人)
第 21 条	(連帯保証人)
第 22 条	(合意管轄)
第 23 条	(協議事項)

介護老人福祉施設「あじさい」入所契約書

《令和3年11月1日現在》

入居者_____様（以下、「甲」という。）と介護老人福祉施設「あじさい」（以下、「乙」という。）とは、乙が運営する介護老人福祉施設「あじさい」の施設サービス利用に関して次のとおり契約を結びます。

（目的）

- 第1条 乙は、介護保険法などの関係法令及びこの契約書に従い、当施設において、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービスを提供します。
- 2 乙は、施設サービス提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

（契約期間）

- 第2条 甲は、令和 年 月 日から第13条から第15条に基づく契約の終了があるまで、本契約に定めるところに従い乙が提供する施設サービスを利用できるものとします。

（運営規定の概要）

- 第3条 乙の運営規定の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

（施設サービス計画の作成・変更）

- 第4条 乙は、当施設の介護支援専門員に、甲のための施設サービス計画を作成する業務を担当させ、本条項に定める職務に誠意を持って遂行するよう責任を持って指導します。
- 2 担当介護支援専門員は、甲の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、甲が人間的で自立した日常生活を営むことができるよう、当施設の他の従業者と協議の上、施設サービス計画案を作成し、それを甲及びその後見人、家族又は身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとします。
- 3 施設サービス計画には、当施設で提供するサービスの目標、その達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載します。
- 4 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する施設サービスの目的に従い、施設サービス計画の変更を行います。
- 一 甲の心身の状況等の変化により、当該施設サービス計画を変更する必要がある場合
 - 二 甲が施設サービス計画の変更を希望する場合
- 5 乙は、前項に定める施設サービス計画の変更を行う際には、甲及びその後見人、家族又は身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとします。

（施設サービスの内容及びその提供）

- 第5条 乙は、前条により作成された施設サービス計画に基づき、甲に対し施設サービスを提供します。各種サービスの内容は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。
- 2 乙は、甲に対し、前条により甲のための施設サービス計画が作成されるまでの間は、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。
- 3 乙は、甲の施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。
- 4 甲及びその後見人（後見人がいない場合は、甲の家族又は身元引受人）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写

は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

（身体的拘束その他の行動制限）

第6条 乙は、甲又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限しません。

2 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限する場合は、甲に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

また、この場合乙は、事前又は事後速やかに、甲の後見人又は甲の家族（甲に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人）に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

3 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限した場合には、前条第3項の施設サービスの提供に関する書類に次の事項を記載します。

- 一 甲に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
- 二 前項に基づく甲に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
- 三 前項に基づく甲の後見人又は甲の家族（甲に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人）に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

（協議義務）

第7条 甲は、乙が甲のため施設サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

（苦情対応）

第8条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した施設サービスについて甲及びその後見人、甲の家族又は甲の身元引受人から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 乙は、甲及びその後見人、甲の家族又は甲の身元引受人が苦情申立等を行ったことを理由として甲に対し不利益な取り扱いをすることはできません。

（金銭の管理）

第9条 甲は乙に対し、乙が別に定める預かり金規定に従い、日常的な生活費用に関する金銭出納管理を委託することができます。

2 甲が前項の委託を行う場合には、乙は甲及びその後見人、甲の家族又は甲の身元引受人に対して、預かり金規定の内容及び手続き等について説明します。

（医療体制）

第10条 乙は、配置の医師及び看護職員に常に甲の健康状態に注意させ、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるよう誠意を持って指導します。

2 乙は、甲に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに別紙重要事項説明書に記載する協力医療機関に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

（費用）

第11条 乙が提供する施設サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。

3 乙は、提供する施設サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。

- 4 乙は、施設サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- 5 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(秘密保持)

第12条 乙及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人、家族又は身元引受人の秘密を漏らしません。

- 2 乙は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、甲及びその後見人、家族又は身元引受人に関する情報を提供する必要がある場合には、甲及びその後見人、家族又は身元引受人に使用目的等を説明し、文書により同意を得ます。

(甲の解除権)

第13条 甲は、30日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲が次の各号に該当する場合は、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- 一 甲が正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3ヶ月以上滞納したとき。
- 二 甲の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 三 甲が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 四 甲が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

(契約の終了)

第15条 次に掲げる事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 甲が、医療施設へ入院した場合で、明らかに入院後3カ月以内に退院できる見込みがないとき、又は入院後3カ月を経過しても退院できないことが明らかとなるとき。
- 二 甲が、要介護認定において非該当又は要支援となったとき。
- 三 第13条に基づき、甲が契約を解除したとき。
- 四 第14条に基づき、乙が契約を解除したとき。
- 五 甲が、死亡したとき。

(契約終了後の退所と清算)

第16条 甲は、この契約終了後、ただちに当施設を退所します。

- 2 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について乙がすでに受領している利用料があるときは、乙は甲に対し相当額を返還します。
- 3 この契約の終了により甲が当施設を退所することになったときは、乙はあらかじめ甲の受入先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者、保健機関、医療機関、福祉サービス機関等と連携し、甲の円滑な退所のために必要な援助を行います。

(入院期間中の取扱い)

第17条 乙は、甲が医療施設へ入院する必要がある場合であって、入院後3カ月以内に退院することが見込まれる場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、甲が退院後に当施設に円滑に入所することができるようにしなければなりません。

- 2 前項の場合において、甲の入院中の当施設の費用については、別紙重要事項説明書に記載した居住費の額とし、甲は、その費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担金を乙に支払います。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第18条 乙は、施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに福岡県及び関係各機関並びに甲の後見人及び家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により甲に損害が発生した場合は、乙は速やかに甲の損害を賠償します。ただし、乙に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(代理人)

第19条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(身元引受人)

第20条 乙は甲に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし甲に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

2 身元引受人は次の責任を負います。

- 一 甲が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- 二 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
- 三 甲が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受けその他必要な措置をとること。

(連帯保証人)

第21条 乙は、甲に対して連帯保証人を定める事を請求できます。ただし連帯保証人を定める事が出来ないやむを得ない理由があつて、乙がそれを認める場合には、この限りではありません。

2 連帯保証人を定めるにあたっては、未成年でない者を定めることとします。

3 本契約に基づく甲の乙に対する責務について、乙が必要ありと認め要請したときは、これに応じて乙と協議し、身上監護に関する決定、甲の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

4 連帯保証人は、甲が乙に対して別紙重要事項説明書に記載した利用料金、損害賠償、残置物の処分に要する費用の支払いについて、甲と連帯して保証するものとします。

5 前項の連帯保証責務により連帯保証人が負う保証責務の限度額は金60万円とします。

6 甲が利用料金の支払いを3カ月分以上滞納した場合は、乙は連帯保証人に滞納の事実を通知し、対処を求めるものとします。

(合意管轄)

第22条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、福岡地方裁判所行橋支部を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第23条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

甲 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

代 理 人 住 所 _____
(選任した場合)

氏 名 _____ (印)

身元引受人 住 所 _____

続柄 (_____) 氏 名 _____ (印)

連帯保証人 住 所 _____

続柄 (_____) 氏 名 _____ (印)

(極度額 60 万円)

乙	住 所	福岡県京都郡苅田町大字稲光968-1
	法 人 名	社会福祉法人 光 和 苑
	施 設 名	介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム あじさい
	代表者名	施 設 長 手 嶋 亮 (印)